

目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について

1 計画改定の背景

目黒区一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づき、区内で発生する一般廃棄物の処理について、長期的な視点から区の施策の方向性を示すものである。平成28年3月に策定した現行の一廃計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間としている。

しかしながら、現行の一廃計画策定後、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が令和元年10月に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進することとされたほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が令和4年4月に施行され、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっているなど、社会情勢に大きな変化がみられている。また、区においては、国内外における脱炭素社会に向けた動きを踏まえ、令和4年2月に2050年ゼロカーボンシティを表明したところである。

このことから、現行の一廃計画について、目黒区基本計画（令和4年3月）等における取組方針や目標値との整合を図るとともに、社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえたものとするべく、令和7年度を待たず見直しを行うこととし、目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案を取りまとめた。

2 計画改定の経緯

現行の一廃計画への評価と計画改定に向けた目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿について、令和4年6月27日に廃棄物減量等推進審議会に諮問し、本年2月10日に答申を受けた。

3 主な内容（別紙1・2参照）

（1）計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間とし、必要に応じて5年を目途に見直しを行う。

（2）基本理念

「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現に向けた施策を推進する。

（3）計画目標

- 一人一日当たりごみ量：400g（令和4年度比約100g減量）
- リサイクル率：40%（令和4年度比約+14ポイント）

（4）基本方針と施策の概要

ア 基本方針①：区民・事業者との連携推進

「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現に向け、区民・事業者が積極的に3Rに取り組めるよう、情報発信の強化などに努める。

[具体的施策]

- PR・普及啓発の推進
- 環境学習の機会の創出
- 「めぐろ買い物ルール」の推進
- 事業者・地域団体等との連携

イ 基本方針②：2Rの推進とリサイクル

循環型社会の実現に向け、不要なものを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rが重要であり、2Rに取り組んだ上で、なお不要なものとして発生してしまったものは、できる限りリサイクル(再生利用)を推進する。

[具体的施策]

○家庭ごみの減量	○事業系ごみの減量	○新たな資源回収
○食品ロスの削減※	○家庭ごみ有料化の検討	○事業者負担の適正化

ウ 基本方針③：適正処理の推進

3Rを推進した上で、さらにごみとして処理しなければならないものについては、区民の生活環境に影響を及ぼさないように配慮しながら、適正処理を行う。

[具体的施策]

○家庭ごみの適正排出	○事業者への排出指導	○高齢者などへの訪問収集の充実
○戸別収集の検討	○効率的な事業運営	○小型充電式電池等の適正処理
○災害廃棄物の処理		

(5) 食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減には、消費者、事業者、行政等の各主体が、課題や役割を理解し、連携して取り組んでいくことが必要となる。区は、食品ロス削減推進計画を定め、区民、事業者と連携・協力しながら、食品ロス削減を進める。

○食品ロス削減推進計画に関する評価指標

令和4年度に実施した区民アンケート調査のうち、食品ロス削減に関する認知度や取組に関連する項目を評価指標とし、各項目のポイント向上を目指す。

質問	選択肢	令和4年度 (実績値)	令和15年度 (目標値)
1 カ月の間に食品(食材)を捨てたことはありますか。	まったくなかった	21.1% ➡	40.0%
食品ロスに関する意識	とても意識している	45.9% ➡	60.0%
食品ロスを出さないために普段行っていることはありますか。	必要な分だけ買う	70.6% ➡	85.0%
	飲食店では食べきれる量を注文する	52.0% ➡	70.0%

4 今後の予定

令和5年 11月13日～12月15日	計画改定素案のパブリックコメント実施 オープンハウス型 説明会 (総合庁舎西口ロビー)
11月27日～11月29日 (14時～17時)	
令和6年 1月～2月 3月	計画改定案決定、都市環境委員会 計画改定

以 上